

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
美原高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが3件あった。 <table><tr><th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr><tr><td>A</td><td>広島県</td><td>令和5年7月25日</td><td>23,240 円</td><td>令和5年12月6日</td></tr><tr><td>B</td><td>鹿児島県</td><td>令和5年10月18日から同月20日まで</td><td>62,350 円</td><td>令和5年12月7日</td></tr><tr><td>C</td><td>鹿児島県</td><td>令和5年10月18日から同月20日まで</td><td>62,350 円</td><td>令和5年12月7日</td></tr></table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	広島県	令和5年7月25日	23,240 円	令和5年12月6日	B	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日	C	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																		
A	広島県	令和5年7月25日	23,240 円	令和5年12月6日																		
B	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日																		
C	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年1月17日）